平成２２年（フ）第６１４号
大阪府枚方市楠葉花園町５番２―604号
破産者　服部　設哉
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７号
兵庫県姫路市白鳥台３丁目32番９号、前住所兵庫県たつの市御津町中島886番地81
破産者　河本こと　河　　海龍
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊774番地
破産者　倉本すみ江
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５１２号
広島県安芸郡海田町蟹原２丁目４－８－１、住民票上の住所広島県東広島市志和町内110番地
破産者　新川　義春
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２６号
広島市安佐北区可部東４丁目17番４号
破産者　礒島　康子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０４号
広島県大竹市三ツ石町２番10号
破産者　中村ひとみ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７号
愛媛県松山市高木町254番地５
破産者　玉井　伸一
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６号
宮崎県日南市大字酒谷乙6333番地、申立時の住所鹿児島県霧島市国分向花町４番47号キャピタルハイツ103号
破産者　日髙　　実
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
鹿児島県姶良市蒲生町米丸534番地４、開始決定時の住所鹿児島県姶良郡蒲生町米丸534番地４
破産者　久保　博美
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２３６７号
札幌市中央区南３条東１丁目１番地３　サンローゼ札幌604号、開始決定時の住所札幌市中央区南３条東１丁目１番地３　サンローゼ札幌703号
破産者　門脇　　修
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
埼玉県比企郡小川町大字小川362番地３
破産者　髙瀬惠美子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４号
埼玉県坂戸市元町55番地９
破産者　荒木　真澄
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成１９年（フ）第４７５号
横浜市南区前里町３丁目57番地　エム横浜303、破産手続開始決定時の住所横浜市神奈川区片倉１―31―18　クレイドル片倉102
稲見鉄平方
破産者　佐藤　康之
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
横浜市都筑区富士見が丘17番５号　グリーンヒル富士見が丘602
破産者　竹ノ上洋子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６２８号
福井県あわら市市姫３丁目６番18号
破産者　廣川　善行
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
福井県小浜市千種１丁目12番２号
破産者　河南　欽也
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６７１号
静岡県榛原郡吉田町片岡1602番地の５　グランセピアＡ203
破産者　金子　信義
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３１号
静岡県浜松市東区原島町61番地の１　スヤマコーポ１―304、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町699番地　キングスコート浜松笠井901号
破産者　藤田　和彦
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係